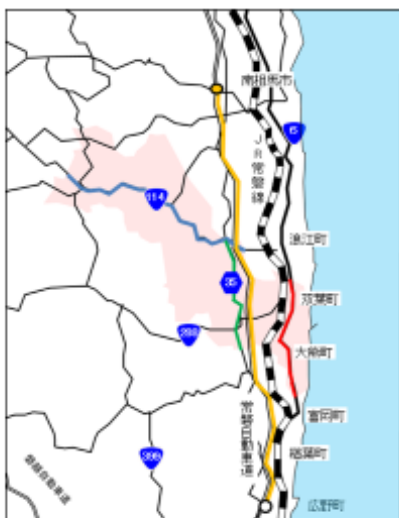




- **常磐自動車道**：2015年3月に全線が開通しました。
出典：https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/head_office/h26/1225/
- **JR常磐線**：2020年3月に全線が運転再開しました。
出典：https://www.jreast.co.jp/press/2019/20200117_ho01.pdf
- **国道・県道**：国道6号線は2014年9月～、国道114号線は2017年9月～、県道35号線は2019年9月～、通行証の所持・確認なく通過できることとなりました。

通過時の運転手の被ばく線量					
線量調査期間		2018年11月 ～ 2019年1月	2017年 8月	2019年 11月～12月	
区間		常磐道 広野IC～ 南相馬IC	国道114号線 川俣町境～ 浪江IC	国道6号線 帰還困難 区域内	県道35号線 帰還困難 区域内
通過時の 被ばく 線量 (単位：μSv)	自動車	0.28	1.01	0.39	0.51
	自動 二輪車	0.34	—	0.49	0.63

参考) 東京～ニューヨーク間フライト(往復)時の被ばく線量：約80～110μSv

出典：原子力被災者生活支援チーム
『国道114号、国道399号、国道459号、県道49号及び県道34号における帰還困難区域の線量調査結果について(2017年9月15日)』
『国道6号・国道114号・県道34号・県道35号・県道36号・県道253号・県道256号における帰還困難区域の線量調査結果について(2020年1月30日)』
NEXCO東日本ホームページ(https://jobando.jp/hibakusenryo/hibakuryo.html)より作成

帰還困難区域では、住民の一時立入りや帰還困難区域の特別通過交通制度に基づく通過を除き、通行が制限されていました。

国道6号線は福島県の復旧・復興にとって重要な主要幹線道路であることから、除染作業や道路補修作業が完了したことを踏まえ、地元自治体との協議の結果、2014年9月15日、国道6号線とともに県道36号線において通行証の所持・確認を要せずに特別通過交通が可能になりました。また、国道114号線や県道35号線なども、関係自治体や関係機関との協議等の上で同様に特別通過交通制度が適用され、2020年3月より国道6号線、県道35号線など一部路線で二輪車も通行が可能になりました。

国道6号線は2022年6月の大熊町及び同年8月の双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除により、特別通過交通制度の適用が終了しております。国道114号線及び県道49号線は2023年3月の浪江町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除により同町内の区間の特別通過交通制度の適用が終了しましたが、当該道路の南相馬市内一部区間については引き続き帰還困難区域であるため、特別通過交通制度の適用により四輪車のほか二輪車、自転車及び徒歩の通行が可能となっております。

最新の特別通過交通制度の適用状況と適用時の線量調査結果については、内閣府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html)で公開されています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2025年3月31日